

改正クリーンウッド法、 細則はどう変わるのか？

(認定NPO法人) 国際環境NGO FoE Japan

三柴 淳一

違法伐採対策：これまでの流れ

G法基
本方針
見直し
2006

EU木
材規則
2010

CW法
施行
2017

EU森林
減少防止
法(EUDR)
2022

改正CW
法施行
2025

米国レ
イシー
法改定
2008

豪州違
法
伐採禁
止法
2012

CW法施
行後5年
見直し
2022

CW法
改正
2023

気候変動対策の側面から森林減少ゼロ (Zero Deforestation) の動き

- ・ 国連森林に関するニューヨーク宣言 (2014)
- ・ 気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD*, 2015)
- ・ COP26 森林と土地利用に関するグラスゴー首脳宣言 (2021)
- ・ 自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD*, 2021)

*Task Force on Climate-related Financial Disclosures, Taskforce on Nature-related Financial Disclosures

クリーンウッド(cw)法とは：条文

正式名称：合法伐採木材等の流通および利用の促進に関する法律

- **目的（第一条）**：我が国又は外国における違法な森林の伐採（以下「違法伐採」という。）及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、（中略）、**合法伐採木材等の流通及び利用の促進**に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による**合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより**、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的とする。
- **国の責務（第四条）** 国は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- **事業者の責務（第五条）** 事業者は、木材等を利用するに当たっては、**合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない**。
- **木材関連事業者の判断の基準となるべき事項（第六条）** 主務大臣は、(中略)、主務省令で、木材関連事業者が**合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置**に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。
- **第四章 木材関連事業者の登録**
- **附則3** 政府は、この法律の**施行後五年を目途として**、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

見直しについてのとりまとめ

- 2021/9 「[合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会](#)」
 - 8回+1回の検討会開催。各方面からの聞き取りに基づく検討。
 - 2022/4 「[合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会中間とりまとめ](#)」 (林野庁)
- 2022/12 「[クリーンウッド法の5年後見直しについて \(とりまとめ\)](#)」
(主務官庁：農水省、経産省、国交省)
 1. 見直しの方向性（全般）について
 2. 木材関連事業者の合法性確認について
 3. 合法伐採木材の安定供給について
 4. 事業者の負担軽減について
 5. 消費者等の理解の醸成及び事業者のメリットについて
 6. 政府による実施状況の把握について
- 2023/5 改正法案（閣法）、国会で成立（4月26日成立、5月8日公布）

クリーンウッド法改正

- 国（国会、各省庁、裁判所等）及び独立行政法人等
- 地方公共団体、国民等

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

定義

- 木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
- 合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]

事業者 ◎事業者の責務→木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。

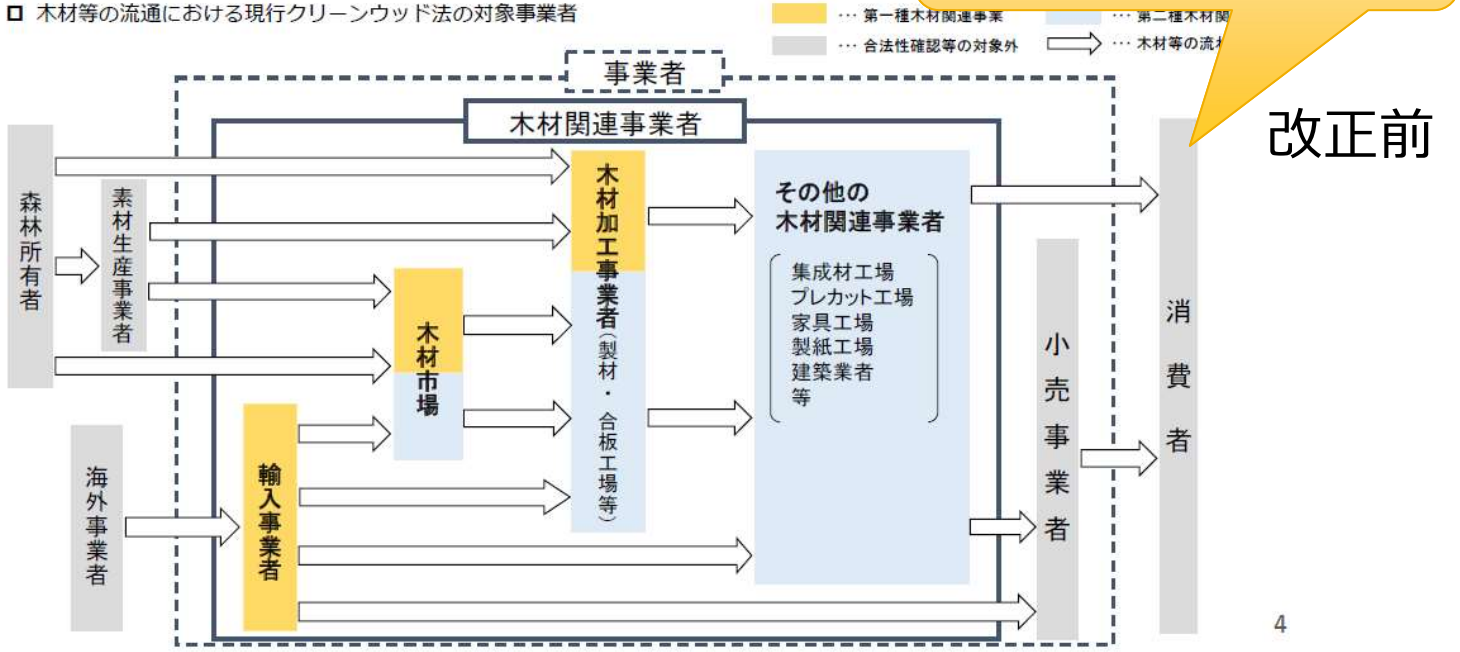
木材関連事業者 …木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

登録木材関連事業者

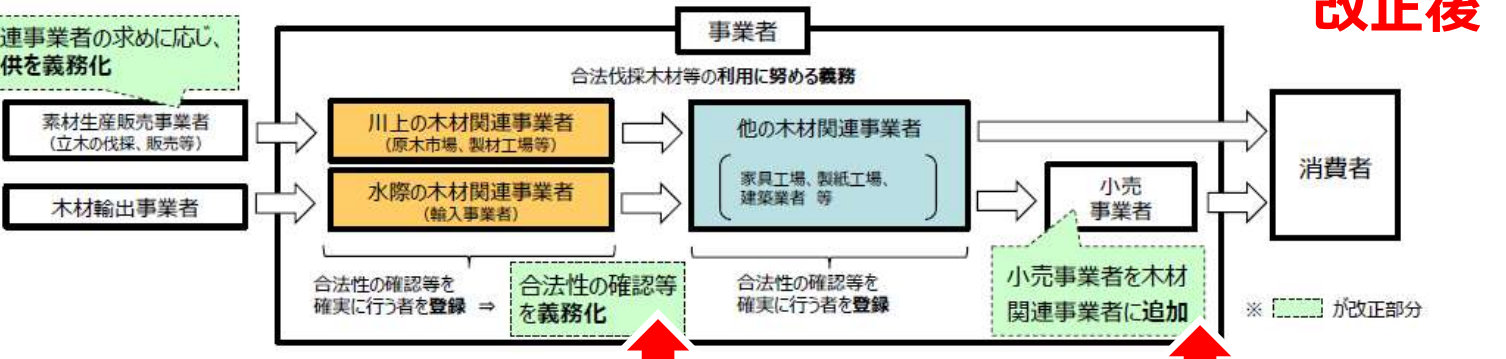
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。
- ※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請 → 登録 → 登録実施機関[5条]

※ 施行日：公布の日から起算して1年を経過した日



木材関連事業者の求めに応じ、
情報提供を義務化



法改正の概要 (国会提出案概要から)

(1) 川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

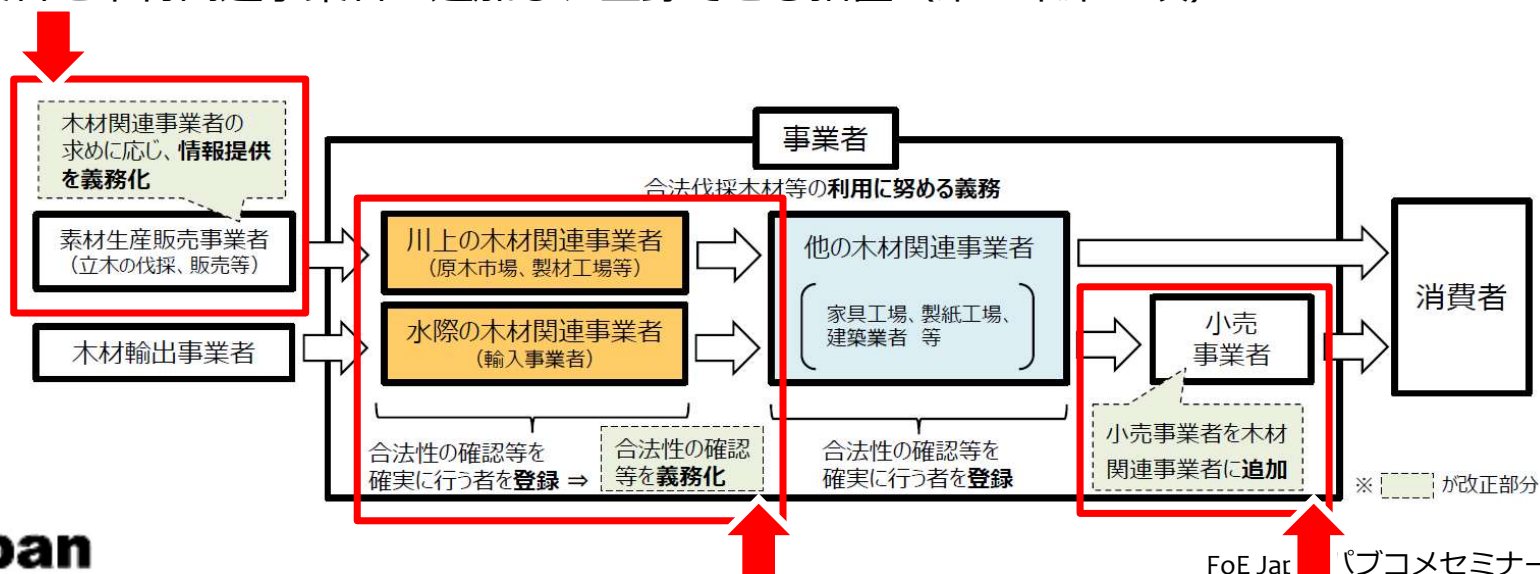
- 川上・水際の木材関連事業者（第一種）に対し、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付け（第6～8条）

(2) 素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

- (1)に加え、素材生産販売事業者に対し、第一種木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを義務付け（第9条）

(3) 小売事業者の木材関連事業者への追加

- 小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録できる措置（第2条第4項）



法改正の概要 (国会提出案概要から)

(4) その他

- (1), (2) に関し、主務大臣による指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則 (第10, 11, 45条等)
- 木材関連事業者の判断の基準として「合法伐採木材等の利用を確保し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置」を追加 (第13条)
- 一定規模以上の第一種木材関連事業者への定期報告の義務付け (第12条)
- 関係行政機関や地方行政機関に対する協力要請 (第41条)

出所: 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要. 第211回国会 (令和5年 常会) 提出法律案.
<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/211/attach/pdf/index-10.pdf>

クリーンウッド法の見直し等に関するロードマップ（案）

参考3

		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	...	R10年度
法令の見直し	第一種 木材関連事業者 〔合法性確認等は任意 (確実に行う事業者は登録)〕		改正法公布（R5年5月8日）		合法性確認等(デュー・デリジェンス)を義務化 違法伐採木材等を取り扱わないことを明確化		3年後検証
	第二種 木材関連事業者 〔合法性確認等は任意 (確実に行う事業者は登録)〕				小売事業者を追加 違法伐採木材等を取り扱わないことを明確化		
	素材生産事業者等 〔制度の対象外〕				第一種事業者の求めに応じて伐採届等の 情報提供を義務化		
運用の改善・強化	人権遵守の推進	「人権尊重のためのガイドライン」の普及・指導等			クリーンウッド法(基本方針等)への位置づけ、 木材関連事業者による「人権尊重のためのガイドライン」 の実践		流通等の状況を踏まえて検証
	合法性確認等の 手法の明確化	フローチャート等作成	フローチャート等 (業別別)作成	木材関連事業者に対する制度の周知、研修等の実施			
	消費者等に対する普及	セミナーや展示会、SNS等の多様な媒体を通じたクリーンウッド法及び登録事業者の役割等に関する情報発信					
供給拡大	国産材 (R元) 【3,100万m3】	(R3) 【3,400万m3】	(R7) 【4,000万m3】				流通等の状況を踏まえて検証
	輸入材等	国産材の供給拡大(担い手の育成・確保、高性能林業機械の導入、路網整備、加工施設の整備等の推進)					
		諸外国に対する合法伐採に係る許可証の発行等の働きかけ			生産国における違法伐採木材等からの転換支援(ITTOへの提出)		
備考			G7サミット G7農業大臣会合				

出所: 林野庁、「参考資料 クリーンウッド法改正について」、2023年6月14日説明会(オンライン)資料

パブコメを出してみよう！

①提出前の確認・準備



合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令案等についての意見・情報の募集について

募集中

[facebook](#) [twitter](#)

カテゴリー	林業
案件番号	550003889
定めようとする命令などの題名	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則及び木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針
根拠法令条項	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第22号）による改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第三章その他規定

意見募集要領（提出先を含む）	意見公募要領 PDF
命令などの案	<p>【概要】（省令1）クリーンウッド法施行規則及び判断基準事項を定める省令の一部を改正する省令案 PDF</p> <p>【概要】（省令2）クリーンウッド法第三章に規定する合法性の確認等の実施に関する省令案 PDF</p> <p>【概要】クリーンウッド法基本方針案 PDF</p> <p>【案文】（省令1）クリーンウッド法施行規則及び判断基準事項を定める省令の一部を改正する省令案 PDF</p> <p>【案文】（省令2）クリーンウッド法第三章に規定する合法性の確認等の実施に関する省令案 PDF</p> <p>【案文】クリーンウッド法基本方針案 PDF</p>
関連資料、その他	改正クリーンウッド法に関する省令の全体像 PDF
資料の入手方法	農林水産省林野庁林政部木材利用課、経済産業省製造産業局生活製品課、国土交通省住宅局住宅生産課、住宅振興室において配布
備考	
問合せ先（所管省庁・部局名等）	<p>林野庁林政部木材利用課 03-3502-8181[6038]</p> <p>経済産業省製造産業局生活製品課 03-3501-0969[3861]</p> <p>国土交通省住宅局住宅生産課 03-5253-8111[32425]</p>

①必ず全ての文書を一度クリック&DL

3つの文書についてのパブコメ

- ・省令1
- ・省令2
- ・基本方針

②全ての文書をクリック&DLしていないとチェックできない

③チェックすると「意見入力へ」がクリックできる

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）の全部を確認してください。

意見募集要領（提出先を含む）の全部を確認しました。

意見提出には画像や音声による認証が必要です。

[戻る](#)

出所: <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003889&Mode=0>

[意見入力へ](#)

意見入力画面①

e-GOV パブリック・コメント

意見入力

内容確認

提出完了

意見入力

命令などの案に対する意見等を入力してください。

⚠ 注意事項

意見提出の締切日時を過ぎた場合は、意見を提出できませんので、ご注意ください。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令案等についての意見・情報の募集について

案件番号	550003889
所管省庁・部局名等	林野庁林政部木材利用課 03-3502-8181[6038] 経済産業省製造産業局生活製品課 03-3501-0969[3861] 国土交通省住宅局住宅生産課 03-5253-8111[32425]
受付開始日時	2024年3月26日0時0分
受付締切日時	2024年4月24日23時59分

コメセミナー(2024年4月17日)

意見入力画面②

必須 提出意見 0/6000

あいうえお…

私はロボットではありません  reCAPTCHA
プライバシー・利用規約

内容を確認

[このページを閉じる](#)

④ここに意見を入力する
※文字数の上限があることに注意（6000文字）

⑤意見入力後、
チェックする

⑥「内容を確認」
をクリック

終了

パブコメを出してみよう！

②省令(新設/見直し)案の内容

改正クリーンウッド法に関する省令の全体像

◇ 各省令の内容

【省令1】 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則及び木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

それぞれを改正

- 省令1-① 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則
：木材関連事業者の区分や対象物品、登録に係る事項等を規定（一つ目の新旧対照表）
- 省令1-② 木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
：合法伐採木材等の利用の確保に関する努力義務の内容を規定（二つ目の新旧対照表）

【省令2】 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令（新設）：合法性の確認等の義務内容を規定

省令1

省令2

基本方針

改正CW法の条項	省令の規定の概要（改正又は新設事項は太字）
第2条 定義	【省令1-①】 第一種木材関連事業(川上・水際の事業)、第二種木材関連事業(第一種以外)、対象物品(戸を追加)
第6条 合法性の確認	【省令2】 国内外の法令に関する情報や取引実績等を踏まえた合法性の確認
第7条 記録の作成・保存	【省令2】 書面又は電子で記録・保存(原則5年)
第8条 情報の伝達	【省令2】 書面又は電子で伝達
第12条 合法性確認木材等の量の報告	【省令2】 報告基準(国産木材、輸入木材:3万㎡、家具等:1.5万t)、報告先(家具等は経産大臣、他は農水大臣)
第13条第1項 判断の基準 第1号 体制の整備	【省令1-②】 責任者の設置、取組方針の作成
第2号 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	【省令1-②】 国内外の法令に関する情報や取引実績を踏まえた取引相手の選定、合法か否かの情報が無い場合に川上に対する情報の要求
第3号 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置	【省令1-②】 合法性確認木材等でない木材等及び違法伐採に係る木材等を譲受けた場合における取引相手の見直し等の実施
第4号 情報の保存(義務を除く)	【省令1-②】 書面又は電子で記録・保存(原則5年)
第5号 情報の伝達(義務を除く)	【省令1-②】 書面又は電子(消費者向けはWeb掲載も可)で伝達
第6号 その他	【省令1-②】 登録等の情報の譲渡し先への提供
第15条～	【省令1-①】 登録に係る事務手続の内容等

メセミナー(2024年4月17日)

省令1：施行規則と判断基準省令

「戸」の追加

合法性確認の内容（樹種、産地など）に関する規定

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則及び木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案の概要について

I 趣旨

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第22号。以下「改正法」という。）は、令和7年4月1日から施行することとされており、本省令案は、以下を行うものである。

- ①改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「法」という。）を実施するため、法施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「規則」という。）について所要の規定の整備
- ②改正後の法第13条第1項各号の内容を踏まえ、木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号。以下「判断基準省令」という。）の改正

II 省令案の概要

1 規則（省令案第1条）

①定義規定等の見直し

現行の規則で規定されている第一種木材関連事業に相当する行為は、改正法により法第6条第1項において規定されることとなったため、これに対応する規定の整理をすることとする。

②木材等（家具、紙等の物品）の範囲の見直し

木材等の需給や流通に一定の影響を及ぼしうる材を法の対象とするため、戸（部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）を木材等（家具、紙等の物品）に位置付けることとする。

③木材等を利用する事業の見直し

②の範囲の見直しを踏まえ、木材等（法第2条第1項に規定する木材を除く。）を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業を木材関連事業として位置付けることとする。

2 判断基準省令（省令案第2条）

木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき事項について、法第13条第1項各号ごとの事項を踏まえた具体的な基準に改正することとする。

III 施行日

令和7年4月1日（改正法の施行日）

省令2 (新設)

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令案の概要について

I 趣旨

(1) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第22号。以下「改正法」という。)による改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号。以下「法」という。)により木材関連事業者が国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をする際に、当該木材等について、その原材料情報の収集等をし、当該原材料情報を踏まえ、合法性の確認をすること等を義務付けしたところである。

(2) 改正法は、令和7年4月1日から施行することとされており、本省令案は、法第3章(第6条から第12条まで)に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令(以下単に「省令」という。)を定め、所要の規定を整備するものである。

II 省令案の改正概要

1 合法性の確認の方法(第1条関係)

合法性の確認に当たっては、原材料情報に加えて、国内外の法令に関する情報、取引実績、その他の木材等の流通及び利用に関連する情報を踏まえるものとする。

2 令第1号の主務省令で定めるもの(第2条関係)

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令(令和5年政令第342号。)第1条第1号において、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の8第11号及び第34条第1項第9号については、法第6条第2項第2号の原材料情報に含まれる規定を省令で限定することとしているため、それぞれに対する規定を省令案で位置付けることとする。

3 収集等をした原材料情報に関する記録の作成方法及び保存期間(第3条及び第4条関係)

法第7条第1項の記録の作成は、次のとおり行うこととし、保存期間は、原則5年とする。

- ・ 書面又は電磁的記録をもって作成すること。
- ・ 事務所等ごとに作成すること。ただし、記録を保存して照会することにより、当該記録を速やかに確認できるとされているときは、収集等をした原材料情報に

合法性確認
の記録

4 合法性の確認に関する記録の作成方法及び保存期間(第5条及び第6条関係)

法第7条第2項の記録の作成は、次のとおり行うこととし、保存期間は、3の保存が満了する期間とする。

- ・ 書面又は電磁的記録をもって作成すること。
- ・ 事務所等ごとに作成すること。ただし、記録を保存して照会することにより、当該記録を速やかに確認できるとされているときは、合法性の確認に関する記録は、一

情報伝達
方法

5 法第8条に規定する木材関連事業者による情報の伝達方法(第7条関係)

法第8条の主務省令で定める情報の伝達方法は電子情報処理組織を使用する方法等によることとする。

6 法第8条の主務省令で定める情報(第8条関係)

法第8条の主務省令で定める情報は、法第7条第1項の規定により作成した記録のうち合法性の確認に用いた情報とする。

7 法第12条の定期報告の対象となる基準について(第9条関係)

法第12条の定期報告の義務対象となる木材関連事業者は、以下の基準を満たす者とする。

- ・ 国産木材の譲受け等が年間3万㎡以上の者
- ・ 輸入木材の譲受け等が年間3万㎡以上の者
- ・ 輸入木材製品の譲受け等が年間1万5千トン以上の者

事業者の
報告

8 法第12条の定期報告の方法について(第10条関係)

法第12条の定期報告は、毎年6月末までに前年度(4月から翌年3月まで)に譲受け等をした木材等における当該木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量を木材等の区分に応じた主務大臣に対し、書面又は電磁的記録により提出することとする。

III 施行日

令和7年4月1日(改正法の施行日)

DD手順

入手情報
の記録

基本方針

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する 基本方針の改正案について

「国内の木材流通の最初の段階において合法性の確認等を実施することを義務付ける」

「合法性の確認の前提となる違法伐採リスクは・・・」
「違法伐採リスクに応じた合法性の確認」

「違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置を行うよう努めるものとする」

I 趣旨

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針を定めることとされているところ、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 22 号。以下「改正法」という。）による昨年 5 月の法改正を踏まえて、必要な見直しを行うこととする。

II 基本方針の改正概要

1 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の基本的方向

○ 国は、国内に最初に流通する木材が、合法性が確認されたもののみとなるよう、必要な措置を講ずるよう努めることを追記

2 合法性確認木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項

○ 木材関連事業者が行う合法性の確認等の義務の内容や、リスクを踏まえた確認を行うこと等の基本的な考え方に関する記載を追記

○ 木材関連事業者は、取り扱う合法性確認木材等の数量を増加させるため、信頼性が高い相手方との取引等に努めることを追記

○ 国は、合法性の確認等に資するよう、電子的なシステムの構築や法令等に関する情報の提供等を行うことを追記

3 合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項

○ 木材関連事業者は、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするため、継続的に合法性の確認等の精度の向上等に努めることを追記

○ 国は、森林・林業基本計画に基づく国産材の供給等により、合法性の確認を行いやすい木材等の利用環境を整えていくことを追記

4 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項


○ 国は、消費者の果たす役割が大きいことを踏まえて、法の意義等について、広く国民への普及・啓発に取り組むことを追記

III 施行日

令和 7 年 4 月 1 日（改正法の施行日）

パブコメを出してみよう！

③パブコメ事例の紹介



パブコメの書き方（一例として）

- コメントをする「箇所」や「段落」を具体的に明記する
 - ○ページ、項目/見出し、上から（下から）○段落、○文目、第○条第○項第○号など

⇒政府側も指摘箇所がわかりやすく回答しやすいと思われる
- 省令・施行規則など「条文」で構成されている文書に対しては赤ペン先生の感じで修正案を提示する
- 基本方針のように「条文」ではない形式の文書に対しては、盛り込むべき（または修正or削除すべき）コンセプトや概念、キーワードなどを意識してコメントや代替案を提示する
- 提出したコメントに対する政府の回答は、施行後3年の見直しの際に重要な情報となり得るため、有効な回答を引き出すことに重きを置く

基本方針：p4, 上から2段落目

また、令和四年には、G7農業大臣会合やAPEC林業担当大臣会合等において、違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられており、引き続き、国際的な議論が進んでいるところである。

こうした中、合法伐採木材等の流通及び利用を一層促進するため、木材関連事業者に対し、国内の木材流通の最初の段階において合法性の確認（法第六条第一項に規定する合法性の確認をいう。以下同じ。）等を実施することを義務付けるとともに、消費者に対する木材等（法第二条第一項に規定する木材等をいう。以下同じ。）の販売をする事業者を木材関連事業者に追加する等の措置を講じたところである。

意見：「違法伐採の根絶」の次の目標として「森林減少抑制」や「持続可能な森林経営・管理の実現への貢献」を掲げ、本方針に明記すべきである。

理由：「その視点のみでは森林減少は止まらない」という認識に基づき、EUTRからEUDRにグレードアップした欧州をはじめとする国際社会の動きとの乖離は大きく、国際社会に後れを取るのみならず、足を引っ張ることにもつながってしまう懸念が残る。

基本方針：p9, 上から2段落目

2. 国が行う合法性確認木材等の流通及び利用の促進のための措置

国は、木材関連事業者が行う合法性の確認に必要な情報を幅広く収集し、インターネット等の媒体を通じて継続的に提供するものとする。また、合法性の確認等について、電子的に手続が行えるシステムの構築及び普及に取り組むこと等により、木材関連事業者の負担の軽減を図るものとする。これらの取組により、木材関連事業者による合法性の確認等の取組の深化及び効率化を図り、合法性確認木材等の流通割合を増やしていくものとする。

また、人権の尊重及び持続可能性の確保に係る木材関連事業者の自発的な取組を促す観点から、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等の人権の尊重に関する情報や、我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令に関する情報の提供を行うものとする。

さらに、合法性確認木材等の流通等の把握に取り組むとともに、必要があると認めるときは、木材関連事業者に対し、指導及び助言を行い、法の施行に必要な限度において、報告徴収及び立入検査その他必要な措置を行うものとする。

意見：「人権の尊重」、「持続可能性の確保」について、自発的な取組を促すにとどめず、法的拘束力を持つ「取組目標」に位置付けるべきである。

理由：国が情報提供するのみでは、事業者にとって何の取組根拠にもならない。「人権の尊重」、「持続可能性の確保」の重要性は国際社会の共通認識であり、たとえ努力目標であっても「人権の尊重」や「持続可能性の確保（持続可能な森林経営・管理）」に関する具体的な取組を法の枠に盛り込むべきである。

参考情報

[発言URLを表示](#)

131 須藤元気

○須藤元気君 こんにちは。須藤元気です。

本日は、まずクリーンウッド法における持続可能性の位置付けについて伺います。

グリーン購入法に基づく基本方針や、林野庁が策定した木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインでは、合法性の証明に加えて持続可能性の証明に配慮することが明記されています。一方で、クリーンウッド法を見ますと、目的規定や基本方針において、持続可能性の証明については言及されていないようです。

検討会の中間取りまとめでは、国際的にも持続可能性の確保の観点が一層重要性を増している中、クリーンウッド法の位置付けを明確化させることが求められるとしています。そして、まずは合法性の確保というボトムラインの取組を質、量の両面で確実に向上させていくことが重要です。全ての木材関連事業者に対して持続可能性を確認を求めるのは、森林認証制度との連携を含めて今後の課題とされています。

今回の改正案では目的規定は改正されていませんが、持続可能性をクリーンウッド法の基本方針などに位置付けるお考えはあるのか、お伺いします。

132 織田央

[発言URLを表示](#)

○政府参考人（織田央君） お答えいたします。

委員御指摘のとおり、クリーンウッド法につきましては、違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通が森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるということに鑑みまして、木材等の伐採における合法性、これに着目をして合法伐採木材等の利用促進を図る法律ということでございまして、持続可能性の確保を直接の目的として、したものではないということは御指摘のとおりでございます。

また、これもまた委員御指摘いただきましたけれども、このクリーンウッド法に関する検討会の中間取りまとめにおきまして、まずは合法性の確保というボトムラインの取組を確実に向上させていくことが重要と示されたことを踏まえまして、今回の改正法案におきましてはこの持続可能性の確認等について盛り込まなかったということでございます。

他方で、このグリーン法に、購入法に基づく政府調達におきましては、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン、これによりまして、合法性に加えて持続可能性に配慮することを推進しているというところでございます。

農林水産省といたしましては、この持続可能性の確保、これも非常に重要な視点であるというふうに認識をしておりますので、クリーンウッド法に基づく基本方針においてこの持続可能性の配慮を位置付けることについて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

省令¹：第四条一項一号

意見：合法性確認木材等でないものの使用について、必要な措置の検討のみが求められており、実質的にその使用について何ら問われていない。その使用禁止をすること、または基本方針などにおいてタイムラインを示し、使用を認めない方向性を示すことが必要である。

理由：法改正を審議する国会答弁において、国は「取組目標として合法性確認を令和10年度に100%にする」としていたが、今回の案において、それは明記されていない。合法性確認木材等を100%にするのであれば、そうでないものを「いつまでにゼロにするのか」目標を示さない限り、事業者の取組は進まないと考える。

一 合法性確認木材等でない木材等を利用した場合には、当該利用の時に後に前条第一号に規定する選定を行うに当たっては、違法伐採に係る木材等でない蓋然性が高い木材等を優先的に利用できるような必要な措置を検討すること。

二 譲受け等の相手方から違法伐採に係る木材等に該当する木材等の譲受け等をしたと認められるときは、当該譲受け等の相手方の見直しその他の必要な措置を講ずること。

省令2：第九条

意見：一定規模の事業者に報告義務を課すべく線引きを行うことは理解できるが、中小規模の事業者の取引に対しても、国が把握することは重要であり、負担増にならない程度の報告は求めるべきと考える。

理由：違法伐採リスクを考慮した場合、大規模事業者によるボリュームゾーンにおける取引よりも、中小規模の事業者による中小規模の取引のほうが、違法伐採リスクの高い木材・木材製品を取り扱う可能性が高いと考えられるためである。

(法第十二条の主務省令で定める基準)

第九条 法第十二条の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる木材等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第六条第一項第一号及び第三号に規定する木材等 年間の譲受け等をする木材等の総量が三万立方メートル

二 法第六条第一項第二号に規定する木材等 次に掲げる木材等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準

イ 法第二条第一項に規定する木材 年間の譲受け等をする総量が三万立方メートル

ロ イの木材以外の木材等 年間の譲受け等をする総量が一万五千トン

最後に

- パブコメの提出数が多い（または一定数）ことは、世の中から（一定レベル）注目されている、という証になり、政府も適切に回答を出してくると思われれます。
- 是非、一言でもパブコメを出してみてください。



ご清聴、ありがとうございました。

国際環境NGO FoE Japan (エフ・オー・イー ジャパン)
三柴 淳一 理事／森林担当
Tel: 03-6909-5983 / mishiba@foejapan.org